



11月12日～11月25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から受ける暴力です。なぐる・けるなどの身体的な暴力だけでなく、言葉の暴力（暴言・罵倒・説教）、脅し（脅迫、物を壊す、物を投げる）、経済的制限（生活費を渡さない、働かない）、行動制限（実家・友人との交流制限）、性的暴力（性の強要、避妊に協力しない）なども含まれます。また、子どもの前での暴力（面前DV）は、児童虐待です。

これらの暴力を振るわれ続けると、「自信がなくなる」「家にいても息苦しい」「笑顔がなくなる」「眠れない、眠りが浅い」「物忘れが起きる」など、精神的な影響を受けるようになります。そんな時は、ひとりで悩まないでご相談ください。早めの相談が問題解決の第一歩です。

加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、男性がこの社会で生きていく過程で身に付けている価値観や行動パターンのなかに、暴力を肯定する側面があります。ストレスや困難に直面したとき、それを表現することに慣れていないことが多く、感情を表に出すことをよしとせず、暴力として出してしまうこともあります。また、女性を低く見る価値観を内面化している男性もまだまだ多くいます。DVの背後にある、このようなジェンダーの意識の見直しも求められています。

どんな理由があっても、暴力は決して許されるものではありません。男女の対等なパートナーシップや暴力のない人間関係の築き方について考え、私たちみんなが暴力のない社会をつくりましょう。

【相談窓口】相談無料・秘密厳守します。

- うきは市男女共同参画センター
「ゆるやか女性相談室」 ☎77-2661
9:00～17:00 ※水・日・祝日、年末年始を除く
- 配偶者暴力相談支援センター
(北筑後保健福祉環境事務所)
☎0942-34-8111 / ☎0946-24-5780
月～金8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く
- 福岡県あすばる相談ホットライン
☎092-584-1266
9:00～17:00、金曜（祝日を除く）
18:00～20:30も可 ※8/13～15、年末年始を除く
- 男性DV被害者のための相談ホットライン
☎092-571-1462
水・木17:00～20:00 金12:00～16:00
※祝日・年末年始除く
- LGBTの方のDV被害者相談ホットライン
☎080-2701-5461
第2火曜12:00～16:00 第4火曜17:00～20:00
※祝日・年末年始を除く
- 福岡県配偶者からの暴力相談電話
(夜間・休日の相談) ☎092-663-8724
月～金17:00～24:00、土・日・祝日9:00～24:00
※年末年始を除く
- 性暴力被害者支援センター・ふくおか
☎092-409-8100 24時間・365日(年中無休)

傷つけた方が悪い。性暴力に
言い訳は通らない。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください。

電話で相談 #8891

内閣府 性暴力に関するSNS相談「Cure Time」(キアタイム) #8103

内閣府 性暴力に関するSNS相談「Cure Time」(キアタイム)

性暴力被害者支援センター

性暴力被害者支援センター

性暴力被害者支援センター

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ